

感染症予防と感染拡大防止のために

～あなたの施設で取り組んでいただきたいこと～

最も大切なことは、まず、感染を施設内で拡げないことです！
あなたの施設では、感染症予防の話し合いができていますか？
あなたの施設の「感染症対応マニュアル」等を確認してみましょう。

施設の職員全員が
具体的な予防策を実践できるように！

感染症かも
しれない！

施設全体での感染症対策の徹底
重症化の予防
嘱託医等への相談

それでも増えたら

●社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について●

・社会福祉施設等の施設長は次のア、イ又はウの場合は市町村等の社会福祉施設等
主管部に迅速に報告するとともに、併せて管轄の保健所・支所に報告してください。

ア: 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡又は
重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合

イ: 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は
全利用者の半数以上発生した場合

ウ: ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の
発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

各施設の担当部局への報告
(市町、教育委員会など)

管轄の保健所・支所への
相談・報告

●管轄の保健所・支所の保健課に電話連絡後、記入した連絡票をファクシミリ又はメールに
より送信してください。折り返し確認の電話をさせていただきます。

<その他>

「施設内見取り図」「職員勤務表」「利用者及び職員の健康調査票」「給食献立表」
「感染症対策マニュアル」等について提出を依頼することがあります。

◆お問い合わせ先◆

備北保健所

電話：0866-21-2836 / ファクシミリ：0866-22-8098

E-mail：bihoku-hoken@pref.okayama.lg.jp